

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	セントラルスポーツ株式会社
【英訳名】	CENTRAL SPORTS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 聖治
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号
【電話番号】	03（5543）1800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 刀禰 精之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号
【電話番号】	03（5543）1800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 刀禰 精之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更、責任限定契約に関連する規定の変更、監査役の責任免除に関する経過措置の附則としての新設、これらの変更に伴う、字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

後藤忠治、後藤聖治、山崎幸雄、鈴木陽二、刀禰精之、松田友治、矢田恭一、木本匡、鶴田一彦の9氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

濱田浩、河本勝、川村延彦、岩崎厚宏、原田睦巳の5氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

大隅潔氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額4億円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額4千万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	79,094	524	0	(注) 1	可決 98.52
第2号議案					
後藤 忠治	75,737	3,881	0	(注) 2	可決 94.34
後藤 聖治	75,988	3,630	0		可決 94.65
山崎 幸雄	79,168	450	0		可決 98.61
鈴木 陽二	79,165	453	0		可決 98.61
刀禰 精之	79,167	451	0		可決 98.61
松田 友治	79,180	438	0		可決 98.63
矢田 恭一	79,137	481	0		可決 98.57
木本 匡	79,178	440	0		可決 98.62
鶴田 一彦	78,926	692	0		可決 98.31
第3号議案					
濱田 浩	78,678	938	0	(注) 2	可決 98.00
河本 勝	78,727	889	0		可決 98.06
川村 延彦	76,339	3,277	0		可決 95.09
岩崎 厚宏	66,907	12,709	0		可決 83.34
原田 睦巳	79,283	333	0		可決 98.76
第4号議案					
大隅 潔	74,130	5,488	0	(注) 2	可決 92.34
第5号議案	79,060	452	105	(注) 3	可決 98.48
第6号議案	79,098	414	105	(注) 3	可決 98.53

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上